

会報

国鉄闘争全国運動

国鉄分割・民営化反対！ 1047名解雇撤回！

189号
2026年2月17日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局
千葉市中央区要町2-8 DCC会館内
Tel 043-222-7207
nationwidemovement@yahoo.co.jp

東京高裁宛て
行政訴訟署名

6248筆

(26年2月16日)

1047名裁判で画期的前進 井手・深澤を法定へ 解雇から39年こじ開けた勝利の扉

2・8 国鉄集會に410人、解雇撤回と戦争阻止誓う



戦争阻む対抗軸、階級的労働運動の再生へ

2月8日、江戸川総合文化センターで「国鉄分割・民営化による解雇から39年／2・8国鉄集會」が開催された。全国から410人が結集した。

集會は、動労千葉の川崎執行委員と動労東京環境アクセス支部の宮本さんの司会で進行。主催者あいさつに立った金元重さん(全国運動呼びかけ人)は、戦争国家化への危機感を示しつつ労働運動の再生こそが最大の対抗軸であると訴えた。

対同盟、在日ヒルマ人のマーテンテンウーさん、改憲・戦争阻止！大行進の高山俊吉弁護士が登場。戦争阻止と労働者の団結を力強く呼びかけた。



動労千葉の関委員長は基調報告で、1月23日の控訴審第2回弁論における画期的な進展を報告。さらに資本主義の危機の時にこそ、本物の階級的労働運動を甦らせなければならぬ。国鉄闘争の勝利で労働運動全体を獲得しよう」と訴えた(要旨別掲)。

動労千葉の関委員長は基調報告で、1月23日の控訴審第2回弁論における画期的な進展を報告。さらに資本主義の危機の時にこそ、本物の階級的労働運動を甦らせなければならぬ。国鉄闘争の勝利で労働運動全体を獲得しよう」と訴えた(要旨別掲)。

外注化と対決！

続いて、JR資本による外注化や新人事・賃金制度との最前線の闘いが訴えられた。

動労千葉の渡辺書記長は、「相次ぐ重大事故の元凶は民営化と外注化だ。JRは貨物も含め安全を無視した要員削減を強行している。東日本では4月の人事・賃金制度導入、7月の組織大再編、そして4月1日には京葉車両センターでの機能保全業務の外注化が狙われている。これに対し絶対反対で立ち上がる。CTS(千葉鉄道サービス)の大幅賃上げも焦点に、春闘を全力で闘い抜く」と宣言した。

動労総連合・水戸の照沼委員長は鉄道業務の軽視が重大事故を招いている現状を批判。「先輩方が築いた闘いの熱を絶やさず、組織拡大でJR体制と決着をつける」と語った。

JR高崎鉄道サービスから4月以降の「雇止め」を通告された動労連帯高崎の木村書記長は、「合理的に行き着く先は事故だ。下請け・グループ会社にコスト削減を強いる攻撃の結果、現場は破綻している。動労千葉の反合理化・運転保安闘争に学び、あらゆる手段で雇止めを阻止する」と不退転の決意を述べた。

集會は、動労千葉ストライキ40周年を記念する特別企画や、久留里線廃線阻止の訴え、船橋二和病院労組やJP労組の決意表明を経て、最後は、動労総連合の田中委員長が「国鉄闘争こそが情勢を動かす位置にある」と総括し、団結カンパニーで26年を勝利の年にすることを誓い合った。



最後の壁が崩れ始めた
関道利(動労千葉委員長)

いる。こうした時代だからこそ、反戦闘争を労働組合の本質的課題に据えた「階級的労働運動」が必要だ。今年第2波ストから40年。当時、40万人の国鉄労働者の半分が職場を追われ、200人が自殺に追い込まれた。これは戦後最大の労働運動解体攻撃であり、現在の非正規職増大と社会崩壊の起点となりました。

「除斥期間の壁」突破し事実調べへ

動労千葉弁護団 藤田正人

1月23日、東京高等裁判所1001号法廷で開かれた控訴審第2回弁論期日で、高裁第24民事部東亜由美裁判長は、設立委員会の不当労働行為について、中労委側が争うのであれば井手正敬証人尋問を実施すると明言しました。その上で、中労委に対し、3月末までにこの不当労働行為を認めるのか否か、認否を明らかにするよう訴訟指揮を行いました。

1月23日、東京高等裁判所1001号法廷で開かれた控訴審第2回弁論期日、高裁第24民事部東亜由美裁判長は、設立委員会の不当労働行為について、中労委側が争うのであれば井手正敬証人尋問を実施すると明言しました。その上で、中労委に対し、3月末までにこの不当労働行為を認めるのか否か、認否を明らかにするよう訴訟指揮を行いました。

昨年11月の東京地裁判決は、井手や深澤祐二JR東元社長の証人尋問申請を却下しました。設立委員会の不当労働行為や、国鉄改革法によるJR東の責任承継、その後の不採用の継続や隠蔽工作についても何ら判断を示さず、労働組合法に定める1年間の申立期間が過ぎたことを理由に請求を棄却しました。

東京地裁はこの判例変更を無視し、除斥期間の経過だけを理由に判決を言い渡しました。弁護団も当時明確に主張できていなかった点は反省すべきですが、旧優生保護法判決にこの重大な判例変更が明記されていることに気づきました。

東京地裁は、この地裁判決の誤りを事実的に認めたのです。原審の東京地裁での審理は24年7月31日に結審し、11月に判決が出されました。しかし結審直前の7月3日、最高裁判所大法廷で極めて重大な判例変更がなされていました。

東京地裁は最高裁の新判例に沿った判断をせざるを得ず、そのためには不当労働行為の一連の経過を審理・認定する必要があります。今回の訴訟指揮に至ったものと思われま。

労働組法による申立期間制限は、一般に「除斥期間」と理解されています。89年の最高裁大法廷判決という旧判例では、除斥期間は期間の経過で請求権が自動消滅し、その主張が信義則違反や権利濫用にあたることを主張は失当であるとされています。消滅時効には当事者の主張(援用)が必要で、信義則等の判断が必要ですが、除斥期間

には不要とされていたのです。ところが、旧優生保護法による強制手術をめぐる国家賠償請求訴訟で、最高裁は旧判例を維持して救済を拒否することは正義・公平の理念に反し容認できないとし、判例を変更しました。除斥期間であっても援用が必要であり、それが信義則違反・権利濫用にあたる場合は援用を認めないとしたのです。

東京地裁はこの判例変更を無視し、除斥期間の経過だけを理由に判決を言い渡しました。弁護団も当時明確に主張できていなかった点は反省すべきですが、旧優生保護法判決にこの重大な判例変更が明記されていることに気づきました。

東京地裁は最高裁の新判例に沿った判断をせざるを得ず、そのためには不当労働行為の一連の経過を審理・認定する必要があります。今回の訴訟指揮に至ったものと思われま。

あらためて問う 国鉄闘争の意義

逆転劇の始まり

1987年、中曽根政権が強行した国鉄分割・民営化は、「総評・社会党を解体し、新しい憲法を制定する」という明確な政治目的のもと、憲法28条が保障する労働基本権を根底から破壊しようとした、戦後最大の国家的不当労働行為であった。

最高裁が新判例

この数年、日本の司法の世界では、ハンセン病や水俣病、建設アスベストや在外被爆者の問題などで、これまでの「形式論」を打ち破る歴史的判決が相次いでいる。とりわけ、2024年の最高裁大法廷判決は、「著しく正義・公平に反する」国家の行為に対して「時間の経過」を隠れ蓑にすることを許さないとする判断を示した。

この数年、日本の司法の世界では、ハンセン病や水俣病、建設アスベストや在外被爆者の問題などで、これまでの「形式論」を打ち破る歴史的判決が相次いでいる。とりわけ、2024年の最高裁大法廷判決は、「著しく正義・公平に反する」国家の行為に対して「時間の経過」を隠れ蓑にすることを許さないとする判断を示した。

1月23日、東京高裁で行われた第二回控訴審。裁判長は、中央労働委員会(JR東日本)に対し、JR設立委員会の不当労働行為を「認めるのか、争うのか」と二択を突きつけた。さらに、「認めるのであれば、不当労働行為があったという事実を前提に判決を書く。争うのであれば、

1月23日、東京高裁で行われた第二回控訴審。裁判長は、中央労働委員会(JR東日本)に対し、JR設立委員会の不当労働行為を「認めるのか、争うのか」と二択を突きつけた。さらに、「認めるのであれば、不当労働行為があったという事実を前提に判決を書く。争うのであれば、

「除斥期間の適用」主張は権利濫用

れば、井手・深澤両氏の証人採用を検討する」と踏み込んだ。

これは司法がもはや国家の「嘘」を擁護・隠蔽できない段階にきたことを示す「逆転劇」の幕開けである。

「嘘」を擁護・隠蔽できない段階にきたことを示す「逆転劇」の幕開けである。

「違憲」最高裁「不妊強制」



人権侵害重大 請求権消滅せず
「違憲」最高裁「不妊強制」
最高裁は、戦時中の不妊手術を強制された女性に対する賠償請求権が、労働組法の除斥期間によって消滅しないことを認めた。これは、国家の重大な人権侵害に対する救済を確保する重要な判断である。

裁判長が明言「井手・深澤両氏の証人採用を検討する」

知ることが不可能な環境に置かれていたこと。以後、国が情報を隠蔽し、不当な通達や不作為によって救済を妨げていた事案では、20年、あるいはそれ以上の歳月が経過していても国の賠償責任を免れさせないとの判断が定着した。

国家の組織的不正
そして、国鉄1047名解雇をめぐる問題も、まさにこの構造に位置している。

「水俣病や建設アスベスト」
新判例に先立ち、除斥期間の画一的な適用については水俣病(23・24年)やB型肝炎(06年)の訴訟で、除斥期間の起算点について、長年にわたり潜在化していた被害、あるいは加害者の不誠実な対応により提訴が遅れた公害事案については、「知った時から」、あるいは「事実が完全に確定した時から」期間をカウントする被害者実質救済の論理が示された。

労働運動の転換へ
東京高裁が、井手正敬・元JR西日本社長(当時、総裁室秘書課長として「国鉄改革」を現場指揮、いわゆる国鉄改革3人組の唯一の存命者、そして深澤祐二・前JR東日本社長(井手や葛西の下で動いた実行部隊の一人)の証人採用を検討し始めた意味は極めて重い。国鉄分割・民営化の黒幕を白日の下に引きずり出さねばならない。

1月23日の法廷で、田中康宏・動労総連合委員長が突きつけたのは、解雇の不当性だけではなく、JRが「無関係」を装いながら、裏でいかに周到に労働組合破壊を画策し、証拠を隠滅してきたかという、組織的犯罪の告発でもある。もし、井手や深澤が証言台に立ち、設立委員会とJRの「一体性」や、組合員排除の「基準」が法廷で確定すれば、中労委がこれまで積み上げてきた却下命令は一瞬にして崩壊する。